

## 督促手数料の廃止について

### 1. 金融機関窓口における督促手数料の確認事務の廃止

現在、納期限を過ぎた納付書について、金融機関窓口で、督促手数料等の確認事務を行っています。令和5年度から、金融機関におけるこれらの確認事務の取扱いが終了となります。

### 2. 金融機関窓口で督促手数料の確認事務が廃止されることでの問題点

- ・督促手数料100円に対し、これを納付する再発行納付書の徴収経費は152円

再発行納付書（6円）＋郵送料（84円）＋コンビニ徴収手数料（62円）＝徴収経費（152円）

- ・督促手数料100円を納付する再発行納付書に係る事務が増加（再発行から説明まで）

金融機関窓口で確認事務をしていた市税の督促手数料は10,740件のうち1,440件程度あり、再発行から納付の説明には年間で約360時間（1件あたり15分）の事務時間が必要と見込まれる。また、督促手数料のみの納付に納得されない市民への説明には、より長い事務時間が必要となります。

### 3. 督促手数料廃止による効果

- ・督促手数料廃止で、督促事務に要する時間を徴収事務に充てることで、徴収率及び徴収額の向上を図りたいと考えています。

- ・再発行事務に係る360時間で滞納処分した場合 360時間÷5時間/1件=72件

預金差押72件×172,790円（R3年度預金差押金額の平均）＝12,440,880円

※督促手数料を廃止するために、市税条例等の改正が必要となります。

### 4. 廃止時期

- ・令和5年度から（過年度分は、従来どおり）

#### （参考1）督促手数料の納付状況

（円）

	市税	国保	後期	介護	上下水道	計
令和3年度	1,074,000	552,621	91,000	79,200	1,299,900	3,096,721

#### （参考2）近隣市の督促手数料の状況

市町村名	督促手数料	金額	廃止時期	廃止理由
土浦市	×		R4.4	経費がかかるため
石岡市	△	100円		各市町村の状況により今後検討
つくば市	×		R3.4	事務の効率化のため
行方市	×		H31	経費がかかるため。手数料の統一化

※×は廃止、△は検討中

（令和4年9月1日現在）